



復興交付金(効果促進事業)の活用について

住まいの整備等が着実に進展し、震災復興も新たなステージに入ったところ、新たに顕在化している課題に対応すべく、今回、次の三点について復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化し、被災地の復興を支援する。(詳細は別紙参照)

1. 復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修

復旧・復興工事に伴う大型工事車両の通行量増加により、一部市町村道に舗装の損壊が確認され、安全な通行確保のため補修の必要性が生じている。

これを踏まえ、国関連の各種復旧・復興事業に起因する市町村道の損壊の補修費用について、復興交付金でまとめて支援を行う。

2. 被災地における観光振興

被災地の観光復興は、産業・生業の再生を図る上で重要な課題であり、東北観光アドバイザー会議の提言等も踏まえ、復興交付金において以下の支援を行う。

- ① 廃校舎を宿泊施設や体験施設として活用するための改修等について支援
- ② 地域資源・観光資源を活かした観光者向けコンテンツや体験プログラムづくりへの支援
- ③ 観光者向けコンテンツの情報発信の取組等への支援

3. 離半島部等における暮らしの再建支援

インフラ整備だけでは暮らしの再建が困難な離半島部等において、高台移転等による新しい集落の整備に併せ、復興交付金において以下の支援を行う。

- ① 食料品・日用品を販売する小型店舗の整備を支援
- ② コミュニティバスの導入等にかかる初期費用の一部を支援
- ③ バス停留所における電動アシスト自転車などの駐輪スペースの整備を支援

本件連絡先:

復興庁交付金班 北尾、沓掛、土岐
TEL:03-5545-7364

復興交付金(効果促進事業)の活用の具体的内容について

1. 復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修

- 復旧・復興工事に伴う大型工事車両の通行量増加により、一部市町村道に舗装の損壊が確認され、安全な通行確保のため補修の必要性が生じている。これを踏まえ、国関連の各種復旧・復興事業に起因する市町村道の損壊の補修費用について、復興交付金でまとめて支援。

※ 支援対象

- ・ 国関連の復旧・復興工事に起因して生じた道路の舗装の損壊
- ・ 復旧・復興事業に伴う大型工事車両の交通量が舗装計画交通量を超えているもの
- ・ 補修の時期・方法、その後の維持管理について、適切な計画が作成されているもの



(損壊した道路の路面状況)

2. 被災地における観光振興

<旧校舎の活用>

- 教育旅行をはじめとした観光客受け入れのため、震災に起因した人口減少等に伴う廃校の旧校舎の活用に必要な改修等について支援。(宿泊施設又は体験施設としての活用を想定)

※ 支援対象

- ・ 運営が持続可能であるもの
- ・ 公設公営(民間委託、指定管理可)



(体験施設として改修した旧校舎)

<観光コンテンツの充実>

- 学びの場としての価値の向上のため、地域資源・観光資源を活かした観光者向けコンテンツや体験プログラム作りへの支援。



(豊かな自然を活かした体験活動)

<情報発信の強化>

- 観光者向けコンテンツの情報発信の取組等への支援及び被災市町村間で連携して行う情報発信の強化に資する拠点整備への支援

3. 離半島部等における暮らしの再建支援

<食料品・日用品を販売する小型店舗の整備>

- 被災により集落の生活機能が失われ、民間の小売店等が存在しないような離半島部等の集落における暮らしの再建のため、食料品・日用品を販売する小型店舗の整備を支援。

※ 支援対象

- ・ 運営が持続可能であるもの
- ・ 公設公営(民間委託、指定管理可)の店舗

<コミュニティバスの導入>

- 拠点集落や商店街等と各集落とを結ぶ移動手段の確保への支援として、効果促進事業で支援しているモデル運行にかかる費用に加え、コミュニティバスの導入等にかかる初期費用の一部を支援。

※ 支援対象

- ・ 安定的経営が可能なもの
- ・ 公有公営(民間委託可)として運行するもの



(通院、買い物等に対応するコミュニティバス)

<バス停機能の強化>

- 低地部の幹線道路を運行するバスの停留所と高台団地との間で高低差が大きく、高齢者の徒歩による移動が困難である等の固有の事情がある箇所において、電動アシスト自転車、電動乗用カートなどのための駐輪スペース整備を支援。



(バス停の駐輪スペース)